

社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を
改正する省令（案）に対する御意見募集の結果について

令和2年3月6日
文部科学省高等教育局
厚生労働省社会・援護局

令和元年12月20日（金）から令和2年1月18日（土）までの間、社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令（案）に関して御意見を募集したところ、80通の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見を整理し、それらに対する当省の考え方を以下の通り取りまとめましたので御報告いたします。

なお、パブリックコメントの対象となる案件についての御意見等に対する考え方のみを公表させていただいておりますので御了承下さい。

今回御意見をお寄せいただいた方々のご協力に、厚く御礼申し上げます。

主な御意見の概要	御意見に対する考え方
講義内容の大幅な変更がないにも関わらず、科目名称の変更をする必要はない。養成校における再申請および教科書等の名称の変更に伴う作業量を減少させるためにも、科目名称の変更は反対。	今回の改正では、全ての科目において、社会状況の変化や制度改正等を踏まえ、教育に含むべき事項等を再整理しており、必要に応じて科目名を変更しています。なお、今回の改正に伴う申請手続については、養成学校に過度な負担が生じないように、届出時期を弾力化する等の配慮を行うこととしています。
経過措置を4～5年取り、実習施設、実習指導者、教員等十分に準備ができる時間を設けるため、新カリキュラム導入は2023年以降にすべき。	改正後のカリキュラムについては、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応できる社会福祉士の養成を早期に開始できるよう、周知・準備期間を確保しつつ、養成学校の修業年限に応じて、令和3年度から順次導入することとしています。
「ソーシャルワークの教育および養成のためのグローバル基準」と照らし合わせてみても、「多様性の尊重」「多職種連携」を学ぶには内容・時間数ともに不十分。また、実践力の根幹をなす「人と環境を理解するための知識」を	社会福祉士の養成は、全ての科目全体で図られるものであり、ご指摘の内容については、有識者による検討を踏まえて、教育に含むべき事項等としてその内容・時間数を整理しております。

<p>学ぶ機会も圧倒的に不足。科目の再編を望む。</p>	
<p>1. 今回の見直しについて、現行カリキュラムの総括が十分に行われたとはいえないのではないか。</p> <p>2. 教員が新カリキュラムに基づく実習指導・演習を展開していくための研修の実施予定や、その受講義務はあるのか。</p> <p>3. 実習指導者の要件に変更はないか。現行カリキュラムによる「実習指導者講習」修了者は、新カリキュラムにおいても実習指導者要件を満たすものと解してよいか。</p>	<p>今回の見直しに関しては、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会において、現行の教育内容や社会福祉士の現状等を踏まえた議論が行われております。</p> <p>また、実習演習担当教員講習会の基準等については、科目名の改正を除き、現行どおりとなります。</p> <p>実習指導者講習の基準等についても、現行どおりであり、既修了者は、見直し後の基準を満たすものとなります。</p>
<p>大学における、介護福祉士と社会福祉士の資格を両方取得できるカリキュラムを維持するため、介護福祉士養成課程を履修している者についてはソーシャルワーク実習の時間数を減免することが必要ではないか。</p>	<p>御指摘の内容に関しては、通知等でお示しすることとしております。</p>
<p>「ソーシャルワーク演習」の教育内容の一部を「ソーシャルワーク演習(専門)」に移動すべき。</p>	<p>「ソーシャルワーク演習」は、精神保健福祉士養成課程との共通科目としており、ソーシャルワークの専門職として共通して学ぶべき内容を整理したものです。一方で、「ソーシャルワーク演習(専門)」は、社会福祉士として専門的に学ぶべき内容を整理したものであり、教育に含むべき内容が異なっております。</p>
<p>実習時間・場所の拡大について、複数の施設で経験を積むことでソーシャルワークに必要な多角的な視点を持てるため賛成。</p>	<p>いただいた御意見は、本件に対する賛成の御意見として承ります。</p>
<p>1. ソーシャルワーク実習は複数の実習先で行うこととされているが、短時間の実習では専門職教育として十分な実習を展開できないため、むしろ、1つの機関・事業所において、ソーシャルワーク過程と総合的・包括的支援の実習を240時間かけて展開するほうが望ましい。</p>	<p>「ソーシャルワーク実習」は、地域における多様な福祉ニーズ等の実態を複数の実習施設において学ぶことができるよう、機能が異なる2以上の実習施設で行うこととしています。</p> <p>現行の「相談援助実習」は、時間数が180時間で、1の実習施設において120</p>

<p>2. 異なる実習先で2カ所以上の実習となる場合、事前指導、事後指導もそれぞれの実習ごとに行う必要があるが、「ソーシャルワーク実習指導」は現行の時間数から変更がなく、2カ所の実習指導を行うには時間が足りない。</p>	<p>時間以上行うことを基本としており、2以上の実習施設において実習することを排除していません。想定される実習施設数に変わりがないことから、実習指導の時間数は現行どおりとしています。</p>
<p>実習先を2つとする点について、実質的に1つの施設での実習時間が減り、実習の質を下げることになることや、現場の負担が増え実習先の確保が困難になるため反対。</p>	<p>「ソーシャルワーク実習」は、現行の「相談援助実習」に比べ60時間拡充することとし、実習の質の確保を図っています。</p> <p>また、実習施設の確保が促進されるよう、実習施設の範囲を拡充することとしています。</p>
<p>1. 一般養成施設への入校要件が「4年制大学等卒業」「相談援助の実務経験1年～4年」となっており、すでに社会経験を積んでいる者が大多数であるため、実習時間の拡充は、一般養成施設の受講生は対象外としていいのではないか。</p> <p>2. また、社会人の資格取得を推進する一般養成施設における実習時間を拡充することは、今後の社会福祉士有資格者の減少にもつながることが懸念される。</p>	<p>従前より、1年以上相談援助の業務に従事した後、一般養成学校に入学する者については、「ソーシャルワーク実習」の履修を免除することができることとなっています。</p> <p>また、「ソーシャルワーク実習」は、地域における多様な福祉ニーズ等の実態を学び、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応できる社会福祉士の養成が図られるよう、実習数を拡充することとしています。</p>
<p>1. 「2以上の実習施設」について、同法人内の異なる事業所とすることは可能か。</p> <p>2. 新科目名である「ソーシャルワークの理論と方法（専門）」「ソーシャルワーク演習（専門）」は、精神保健福祉士課程と科目名が重複することとなり、両資格が取得できる大学のカリキュラムに同じ科目名が提示されると相当の混乱が予想されるため、両課程が区別できるような科目名の読み替え範囲を提示すべき。</p>	<p>御指摘の実習施設に関しては、通知等でお示しすることとしています。</p> <p>科目の読替の範囲については、現行の科目名と見直し後の科目名を整理し、お示しする予定です。</p>
<p>ソーシャルワーク実習の時間数が伸びる60時間分の実習先については、実習指導者要件を緩和するなどして実習施設の確保をしやすく</p>	<p>実習指導者に関する要件等については、実習施設における教育の質が低下しないよう、現行どおりとしています。</p>

<p>するべき。</p>	
<p>ソーシャルワーク実習については、厚生労働省の説明資料に「1つの機関、事業所において以下の要件を含めた180時間以上の実習を必須とする」と記載されていたが、この要件を廃止するか、現行の指針と同様、「1の実習施設において、180時間以上行うことを基本とする」という表現に緩和するべき。</p>	<p>「ソーシャルワーク実習」は、ソーシャルワークの一連の過程等を十分な期間を確保して学ぶ必要があるが、学生のニーズ等に柔軟に対応できるよう、「1の実習施設において180時間以上の実習を基本とする」ことを要件とすることとしています。</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1. ソーシャルワーク実習の教育には、「利用者やその関係者（家族・親族・友人等）への権利擁護及び支援（エンパワメントを含む）とその評価」を含むべき。 2. 実習指定施設は、速やかに明示されるべき。 3. 非営利活動法人その他の組織についても実習が可能であることを明示すべき。 	<p>社会福祉士の養成は、全ての科目全体で図られるものであり、ご指摘の権利擁護に関しては、「権利擁護を支える法律制度」において学ぶこととしています。</p> <p>実習施設の範囲の拡充については、内容を整理のうえ、速やかにお示しすることとしています。</p> <p>なお、非営利活動法人等であっても、実習指導者等の要件を満たす場合は、現行においても実習は可能としています。</p>
<p>実習中の巡回指導または帰校指導について、スカイプ・ZOOMなどによるICT活用授業を認めてほしい。</p>	<p>実習中の学生を教員が指導する巡回指導等については、実習が適正に行われているか等を確認するため、教員が実習施設を訪問する必要があります。</p>
<p>国際的なソーシャルワークの理念を反映したソーシャルワークの機能を学ぶ内容をより明確にすべき。</p>	<p>ご指摘の内容に関しては、「ソーシャルワークの基盤と専門職」において学ぶこととしています。</p>
<p>「貧困に対する支援」という科目名が、聞き慣れず不明であり、「生活保護と生活困窮者支援」で良いのではないか。</p>	<p>「貧困に対する支援」は、生活保護制度と生活困窮者自立支援に関する内容だけでなく、貧困の概念や関連する制度等を学ぶこととし、科目名はその趣旨を示すため、個別の制度名を冠するのではなく「貧困に対する支援」としています。</p>
<p>「低所得者に対する支援と生活保護制度」「福祉行財政と福祉計画」の削除に反対。</p>	<p>現行の「低所得者に対する支援と生活保護制度」の教育内容は、「貧困に対する支援」において同様の内容を学ぶこと</p>

	<p>としています。</p> <p>また、現行の「福祉行財政と福祉計画」の教育内容は、「社会福祉の原理と政策」及び「地域福祉と包括的支援体制」、「社会保障」において同様の内容を学ぶこととしています。</p>
「就労支援サービス」の廃止に反対。	<p>現行の「就労支援サービス」の教育内容は、「高齢者支援」及び「障害者支援」、「貧困に対する支援」において同様の内容を学ぶこととしています。</p>
クライアントを的確に支援するためにも、改正案の試験科目に「権利擁護を支える法制度」を設けることに賛同。	<p>いただいた御意見は、本件に対する賛成の御意見として承ります。</p>
<p>以下の通り、科目を再編・拡充すべき。</p> <p>1. 社会福祉士の意義等に関する科目（30時間） （ソーシャルワークの基盤と専門職）に該当</p> <p>2. 社会福祉の基礎理論に関する科目（90時間） （原理、思想、歴史、哲学、理論） （社会問題、社会構造、ニーズ、福祉政策、福祉政策動向、福祉サービス、福祉政策の国際化）に該当</p> <p>3. 社会福祉援助の基礎理論に関する科目（90時間） （「医学概論」、「心理学と心理的支援」、「社会学と社会システム」）に該当</p>	<p>社会福祉士の養成は、全ての科目全体で図られるものであり、ご指摘の内容に関しては、見直し後の各科目において学ぶこととしています。</p>
<p>障害の社会モデルの適切な理解は、これからの時代の障害者福祉を学ぶ上では重要な視点であるため、(1)障害概念と特性の2障害者の定義と特性、あるいは、(3)障害者福祉の歴史の1障害者福祉の理念のいずれかに、「想定される教育内容の例」として社会モデルを明記すべき。</p>	<p>「想定される教育内容の例」は、あくまで例示であり、御指摘の内容は、「障害者福祉」の教育に含むべき事項に含まれております。</p>
カリキュラムに 発達障害・大人の発達障害の講義と実習を加えるべき。	<p>ご指摘の内容に関しては、「障害者福祉」において学ぶこととしています。</p>

<p>「福祉行財政と福祉計画」の内容充実を図るべき。医療や都市計画、住宅、地域交通、地域産業、生涯学習文化体育等も含みこんで充実させ、また日本の法定計画に関する「実践的な知識」だけでなく社会計画、計画策定方法、計画の進行管理、事後評価等に関する「理論と科学的な知識、視角」の教育も充実すべき。</p>	<p>現行の「福祉行財政と福祉計画」の教育内容は、社会状況の変化や制度改正等を踏まえ、教育に含むべき事項等を再整理しており、「社会福祉の原理と政策」及び「地域福祉と包括的支援体制」、「社会保障」において同様の内容を学ぶこととしています。</p>
<p>1. 通信課程における演習科目の1日あたり面接授業時間や、修学期間における面接授業の配置時期を示し、面接授業の演習を1日に長時間行ったり、極端に早い時期に行う養成施設を是正すべき。</p> <p>2. 通信課程の印刷教材（レポート）による授業について、標準的なレポート作成期間を示して、学生が自宅学習において学びを深めるようにすべき。3. 6月28日に示された社会福祉養成課程カリキュラム（案）において「刑事司法と福祉」の「想定される教育内容」に「薬物依存者の再犯防止、回復支援」があるが、薬物依存＝犯罪と誤解される恐れがあるので、『依存症の回復支援』として「保健医療と福祉」で取り扱うべき。</p>	<p>養成学校における教育内容等については、基準や要件等を満たすとともに、学生のニーズ等を踏まえ、それぞれの養成学校において整理すべきものです。</p> <p>「刑事司法と福祉」の想定される教育内容の例で示した内容は、薬物依存と犯罪を同義としたものではありません。</p>
<p>1. 「ソーシャルワーク論」（共通）で想定される教育方法の、「ソーシャルワーク過程」と「集団を活用した支援」「コミュニティワーク」「社会資源開発」「ソーシャルワークに関連する方法」について、その連続性を「(1)人と環境との相互作用に関する理論とマイクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク」、又は「ソーシャルワークの基盤と専門職」の「(3)総合的かつ包括的な支援と多職種連携の意義と内容」の想定される教育内容の例に「個人と地域の両者への一体的支援」を加えるべき。</p> <p>2. 「地域福祉と包括的支援体制」の「地域福</p>	<p>社会福祉士の養成は、全ての科目全体で図られるものであり、また、「想定される教育内容の例」は、あくまで例示であることから、御指摘の内容は、見直し後の教育内容に含まれております。</p>

<p>祉の基本的考え方」の想定される教育内容例に「(6)地域福祉の推進方法」を追加して、「住民参加の方法」、「地域での福祉教育」、「コミュニティソーシャルワークの方法」を加えるべき。</p> <p>3. 「地域福祉と包括的支援体制」の「(2)福祉行財政システム」の想定される教育内容例の、「市町村の役割」に、「市町村福祉行財政の仕組みと議会」を加えるべき。</p>	
<p>1. 「他職種連携」に関する科目を創設すべき。</p> <p>2. 新カリキュラム案では「介護の概念や対象」「介護過程」「認知症ケア」「週末期ケア」「介護と住環境」などの事項が削除されているが、社会福祉士にとって介護福祉士との連携は重要であり、介護についての教育内容は含まれるべき。</p>	<p>多職種連携については、各科目において、関連する専門職等について学ぶこととしています。</p> <p>「高齢者福祉」については、介護保険制度に関する内容だけでなく、高齢者に関連する制度や介護福祉士の役割等を学ぶこととしています。</p>
<p>「アウトリーチ」を科目として創設すべき。</p>	<p>アウトリーチについては、「ソーシャルワークの理論と方法」等において、学ぶこととしています。</p>
<p>1. ソーシャルワーク実習のねらいを実践能力の習得とし、到達目標を明確にすべき。</p> <p>2. ソーシャルワーク実習における免除規定は削除すべき。免除可能とする場合は、免除がない者と同等の水準に到達するよう留意すべき。</p> <p>3. 教育内容に、ソーシャルアドミニストレーションの展開方法として、組織介入や組織改善に関する内容を盛り込むべき。また、ソーシャルワーク実習には、実習施設や地域における課題発見と組織への働きかけを追加すべき。</p> <p>4. ソーシャルワーク実習指導に、実習に向けた知識・技術・態度を備えていることの確認を追加すべき。」を追加すべきである。</p>	<p>社会福祉士の養成は、全ての科目全体で図られるものであり、また、「想定される教育内容の例」は、あくまで例示であることから、御指摘の内容は、見直し後の教育内容に含まれております。</p>

<p>1. 「1 記録の意義と目的」について、「多職種多機関連携における情報共有」といったマクロレベルの意義と目的について追加すべき。</p> <p>2. 「2 記録の方法と実際」について、「・記録の文体（叙述体、要約体、説明体等）」の後に、記録の形式として、「・項目式」「・図表式」とともに、「・記述式（叙述形式、項目形式（SOAP、F-DAR、F-SOAIIP 等）」の項目を追加すべき。</p>	<p>社会福祉士の養成は、全ての科目全体で図られるものであり、また、「想定される教育内容の例」は、あくまで例示であることから、御指摘の内容は、見直し後の教育内容に含まれております。</p>
<p>認知症施策推進大綱に至るまでの介護保険制度前からの経緯やオレンジプランからの展開を踏まえた教育内容を含むべき。また認知症高齢者の施設生活の現状や課題、支援の実践について教育内容を含むべき。</p>	<p>御指摘の内容については、「高齢者福祉」等において、学ぶこととしています。</p>
<p>1. 「社会理論と社会システム」を「社会学と社会システム」に変更することの目的は何か、また具体的な教授内容は何が想定されるか。</p> <p>2. 社会調査を社会福祉調査と改めたこと目的は何か、また社会福祉調査とは具体的に何を指すか。</p> <p>3. 就労支援を各領域の福祉に統合することの目的は何か。生活上の困難解消のための支援と就労支援は別内容として、教育段階でも切り離されるべきではないか。</p> <p>4. 「地域福祉と包括的支援体制」について、また理論的に十分な議論を得ていない「地域共生社会」を教育カリキュラムに盛り込むことは拙速ではないか。</p> <p>5. 新カリキュラム「貧困に対する支援」は旧カリキュラム「低所得者に対する支援と生活保護」に相当するものでよいか。またその場合、科目名より「生活保護」を外す理由はなにか。</p>	<p>現行の「社会理論と社会システム」の教育内容は、社会状況の変化等を踏まえ、教育に含むべき事項等を再整理しており、現代社会の特性や人と社会の関係等について学習することとしています。</p> <p>社会福祉調査については、現行の「社会調査の基礎」の教育内容を、社会福祉士及び精神保健福祉士がソーシャルワークの専門職として共通して学ぶべき内容として再整理し、科目名を「社会福祉調査の基礎」に改めたものです。</p> <p>就労支援については、他の支援等と一体的に行われている実態等を踏まえ、「高齢者支援」及び「障害者支援」、「貧困に対する支援」において学ぶこととしています。</p> <p>「地域福祉と包括的支援体制」の教育内容は、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会において議論された、地域共生社会の実現に向けて社</p>

	<p>会福祉士が習得すべきソーシャルワーク機能等を踏まえたものとなっています。</p> <p>現行の「低所得者に対する支援と生活保護制度」の教育内容は、「貧困に対する支援」において同様の内容を学ぶこととしており、生活保護制度に関する内容だけでなく、貧困の概念や関連する制度等を学ぶこととしています。</p>
<p>1. これまでの「保健医療サービス」(共通科目)が見直し案では「保健医療と福祉」という社会福祉士の専門科目に変更された理由を明示されたい。</p> <p>2. 実習時間の増大は評価されることであるが、ソーシャルワーク教育の必要な実習時間はさらに長い方が良いとする立場から、社会福祉士の実習のみであっても、指定実習先におけるアドバンス実習としての期間を加え、精神保健福祉士を上乗せでとった場合のトータル時間程度の実習時間が確保されることが望ましいと考える。</p> <p>3. 2か所で実習を行うこと自体は良いが、その内訳を例えば基礎と応用或いは施設系と地域系または領域別とするのかなどのビジョンが必ずしも他専門職と比べて明らかされていないと考えられる。あるいはそれは養成校ごとの指向に任されるのか明示されたい。</p>	<p>共通科目は、社会福祉士養成課程と精神保健福祉士養成課程において、教育内容や時間数等が一致する科目であり、今回の教育内容の見直しの結果、共通科目についても再整理したものです。</p> <p>省令で定める「ソーシャルワーク実習」の時間数は、あくまで最低基準であり、教育の質の向上のため、それぞれの養成学校の方針で、より充実させることは可能です。なお、実習の具体的な実施については、教育の理念や学生のニーズ等を踏まえ、それぞれの養成学校において判断するものです。</p>
<p>介護福祉士養成課程を履修しているためにソーシャルワーク実習の時間数を一部免除される場合でも「2以上の実習施設」が必要なのか。また、短期間の実習でも要件を満たす実習指導者がいなければならないのか。</p>	<p>社会福祉士養成課程と介護福祉士養成課程を履修中の学生については、60時間を上限にソーシャルワーク実習を免除することができることとしており、その場合、介護福祉士養成課程における実習施設と機能が異なる1以上の実習施設において180時間以上のソーシャルワーク実習を行う必要があります。また、実習の期間によらず、実</p>

	<p>習を行う際には実習指導者の配置が必要です。</p>
<p>1. 名称が変更となった科目については新カリキュラムの学生と旧カリキュラムの受講者の合同授業は可能か。</p> <p>2. 社会福祉士、精神保健福祉士の共通科目について、社会福祉士養成課程、精神保健福祉士養成課程のための科目を別個に開講し、同一の学生がその両方を受講することは可能か。</p> <p>3. ソーシャルワーク実習について、「実習機関・事業所と、福数の機関・事業所や地域との関係性を含めた、総合的かつ包括的な支援について実践的に学ぶ実習とすること」は、児童養護施設や障害福祉サービス事業所、特別養護老人ホーム、養護老人ホームなど現状では難しいのではないか。</p> <p>4. 「精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令（案）の概要について」では、「科目省令に規定する実習演習科目の確認について、大学等が提出する書類の記載事項を削減する等、コスト削減を行うための所要の改正を行う」とあるが、社会福祉士課程においても同様に事務負担の軽減、コスト削減の措置を講じてほしい。</p>	<p>新カリキュラムの学生と旧カリキュラムの受講者の合同授業は可能であるが、履修認定等に関する規定を学則等で定めておく必要があります。</p> <p>共通科目の開講等については、教育の質の向上や学生のニーズ等を踏まえ、それぞれの養成学校において判断することとなります。</p> <p>実習施設の選定は、実習指導者の配置状況や学生のニーズ等を踏まえ、それぞれの養成学校において検討することとなります。</p> <p>社会福祉士養成課程においては、養成学校の状況等を適正に確認する観点から、御指摘の改正は予定しておりません。</p>
<p>今後、例えば教育機関で実習を行う場合、スクールソーシャルワーカーの養成課程を有していることなど養成側に条件がつくことはあるか。</p>	<p>現行の実習指導者の要件等を満たす必要があります。</p>